

令和6年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況

番号	署等	発生日時	事業	従事作業	災害の概要	休業見込み等	防止対策
1	木曾	R6.6.4	造林	簡易架線仮設作業	リードロープ(8mm、200m)をエンドレスドラムに巻き付け、リードロープとワイヤーを入れ替える作業中、被災者はエンドレスドラムに巻き付けていたリードロープの内角に入り、かつ、エンドレスドラムの斜め前からリードロープを両手で掴んで引っ張り続けていたところ、何らかの原因でエンドレスドラムからリードロープが突然外れ、先柱方向へ引っ張られたため、掴んでいたリードロープから手を離すのが遅れ受災。	休業見込み：2週～4週程度 怪我の程度：左母指根部挫創 左第3指先端指腹部挫創 末節骨折	・作業に当たっては、リードロープを手繰り寄せる際は内角での作業は行わず、エンドレスドラムにリードロープを3回以上巻き付けたうえで、エンドレスドラムに対し正対するなど、エンドレスドラムからリードロープが外れないように注意が必要です。
2	伊那谷	R6.6.27	治山	休憩所屋根の増設作業	被災者は休憩所2棟の間(約2.5m)で屋根の増設作業中、バランスを崩し墜落(約2.6m)し受災。	休業見込み：約3ヶ月 怪我の程度：左上腕部骨折・左手首骨折 左大腿骨骨折・肋骨骨折	・墜落による労働者の危険を防止する措置として、高さ2メートル以上の箇所で行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することを原則とされており、こうした措置が困難なときについて、労働者に安全帯を使用させるなど、代替の墜落防止措置を講じなければならないこととなっています。
3	北信	R6.7.18	造林	荷掛け作業	被災者は同僚とともに列状間伐集材作業の荷掛け作業に従事していた。荷掛けを終え、同僚とそれぞれ残列方向へ退避し、集材開始の連絡をし集材が始まったところ、折れてぶら下がっていたクリの枝が被災者の頭部に落ち受災。	休業見込み：1週間程度 怪我の程度：脳震盪	・スイングヤードによる集材に当たっては、集材に支障となる障害物は事前に処理し、集材作業中に障害物等が引っ掛かったときは、集材作業を停止して、引っ掛かりの状態を外してから安全を確認の上、作業を再開することや、荷掛け者の退避場所についても、下げ荷材の上方の安全に退避できる場所を選定するなど、あらゆる危険を想定したうえで安全な場所を選定し、その場所に確実に退避してから合図を行うこととされています。
4	飛驒	R6.9.9	治山	山腹工 法面清掃 作業	被災者A・Bと同僚C・Dの4名は法面清掃作業のため、安全帯等を装着し作業を開始した。作業を開始後、被災者Bが浮石を除去しはじめたところ、足元の地山の一部が崩落し、同時に被災者Aの足元の地山も崩れ、被災者A・Bの2名が崩落に巻き込まれ受災。	被災者A 休業見込み：約3ヶ月 怪我の程度：右足脛骨折・右前腕骨折  被災者B 休業の見込み：3週間 怪我の程度：両前腕、左膝、前額部、左手、左股関節 挫創	・原因としては、現地の表土層は礫が介在する岩塊の堆積土であったことや露出した堆積土が不安定な状態になっていたことなどから、作業時の外力によって安定を失い崩落したものと考えられる。地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則 第534条では、当該危険を防止するために、 1 地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。 2 地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。 などの措置を講じなければならないこととなっています。
5	中信	R6.9.11	生産	荷掛け作業	被災者は、長材での集材が困難であった伐倒木(梢端部が沢地形の箇所に折り重なった伐倒木の間に滑べり込む形となっていたもの)を玉切りした際に、弓状になった伐倒木が跳ね返り、左ひざに激突し、激突した衝撃により被災者は後ろに倒れ、足元にあった枯損木と跳ね返った伐倒木の間に左ひざを挟まれ受災。	休業見込み：12週間 怪我の程度：左脛骨骨折	・応力が働いて弓状になっている伐倒木の玉切りは、折り重なった伐倒木は上から順に伐倒木を処理し、伐倒木が弓状になっている状態を解消すること、弓状の伐倒木の玉切りをせざるを得ない場合には、曲がりの内側に立って玉切ることや玉切りの手順としては、圧縮側に切り込みを入れて反発力を弱めてから、引張り側を切るなどの対策が必要です。
6	飛驒	R6.9.26	生産	伐倒作業	被災者が伐採した伐倒木が傾斜し始めたところ、隣接する立木の枯れ枝(折れて幹から垂れ下がっていたと推測されるもの)に接触したことで、約15m上方から落下した枯れ枝が、被災者の首左側から右肩付近に当たり受災。	休業見込み：1ヶ月程度 怪我の程度：右肩甲骨骨折 頸椎5・6・7番骨折 胸椎1番骨折 後頭部左下切創(3針)	・伐倒するに際し、周囲の枝条・枯損木・つる絡みなどの状況を確認し、作業に当たって危険のあるものを取り除いていなかったこと、事前に枯損木やつる絡みなどの状況を把握して、その伐採方法などを検討していなかったことなどが考えられます。対策としては、伐倒前に上方、周囲について、つる絡みや枝絡みの有無、伐倒木周辺の枯損木や欠頂木の有無を確認するとともに、伐倒方向をよく吟味する必要があります。
7	南木曾	R6.11.20	造林	伐倒作業	被災者が前日にナラを伐倒したところヒノキAに当たり、ヒノキAが幹折れして、折れた部分在空中にある状態でコシアブラとヒノキBにかかり木となっていた。被災者は、かかられた木を伐倒してかかり木を外そうとコシアブラに受け口を入れたところ、受け口部分からコシアブラが折れ、コシアブラとヒノキBから外れた幹折れしたヒノキAの上部が被災者の腰部に落下して受災したものと推定。	休業見込み：死亡(12月2日) 死 因：急性脳腫脹	・かかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理させること。また、かかり木を一時的に放置する場合には、作業員以外の者が近づかないよう、標識の掲示、テープを回すこと等の立入禁止の措置を講じる必要があります。 かかり木の処理を行う場合は、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒するなどの禁止行為は行わず、かかり木をけん引具などのガイドブロックを用いて安全な方向に引いて外したり、無理をせず現地に立入禁止標識等の設置を行い、集材作業時に架線を使用し外すなどが考えられます。